

第7回 京都市人権文化推進懇話会

- 1 日時 平成21年6月18日（木）午後1時30分～午後4時30分
- 2 場所 京都市市民生活センター4階 研修室
- 3 出席者 安藤座長，石元委員，康委員，杉原委員，谷垣委員，
松本委員，安澤委員，安田委員
- 4 内容

【事務局】

それではただいまから，第7回となります京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方には大変お忙しいなか，ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は坂元副座長，栗本委員がご欠席で8名の委員のご出席をいただいております。本当にありがとうございます。それでは開会にあたりまして，京都市を代表いたしまして山岸文化市民局長からご挨拶を申し上げます。

【山岸文化市民局長】

京都市の文化市民局長の山岸でございます。京都市から一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には本日ご多用のなか本懇話会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃から，京都市の人権行政の推進に多大のお力添えを賜っておりますことを重ねて御礼を申しあげます。

京都市の人権文化行政ということではと，やはり同和施策がこれまでから大きなウェートを占めてきたというのは皆様方ご承知のとおりでございます。この問題につきましては昨年の市長選挙でも大きなテーマになりました。その後，1年間をかけて同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会でオープンな議論をいただいたわけでございます。本年3月にはご報告をいただきまして，京都市でもその方針に基づく取組を進めているところでございます。この取組の状況につきましては，後ほどのご審議のなかで改めてご報告させていただきたいと存じます。

さて，現在の社会情勢を見てまいりますと，昨年の秋以降の経済・金融危機ということでそれまでから格差の問題というのが議論されてきたわけですが，それがいっそうクローズアップされてきたという感じがしております。そのほか，これも私どもの局が国の施策を受けて担当したわけですが定額給付金がありました。このなかでも当初，国のほうでも認めていただけなかったのですがDV被害者に対する支援について，京都市から何度も国のほうへも要望いたしまして，形は変わってですが今回の緊急経済対策のなかの交付金を使って京都市として独自の施策として取り組むことができました。この問題についても定額給付金という問題を通して，DV対策ということについても再認識させられたところでございます。

そのほか新型インフルエンザについても，予防という面はあったとは思いますがいささか過剰な反応もありました。京都市への影響としても，修学旅行のキャンセルや，京都市を含む関西の方への出張取りやめということがありました。いろいろな問題を人権という見方から見る必要があるという思いを改めてしたところでございます。

京都市におきましては皆様方ご審議いただいておりますように、すべての人の人権が大事にされる社会を目指した人権文化推進計画に基づいて取組を進めているところでございますが、この懇話会におきましてもこれまでからさまざまな分野においてご活躍の先生方、また市民公募の皆様を委員といたしまして、市の外の視点から本市の人権施策について客観的な評価を行っていただいているところでございます。これまでも人権相談マップや人権レポートなど具体的な内容についていろいろご意見を頂戴し、頂いたご提案を施策に反映してきたところでございます。

本日第7回目の懇話会でございますが、これまで同様幅広いご意見、またご提案を頂戴いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。そして今回の懇話会におきましては、先ほど申しました同和問題についての取組のほか、子どもの問題、また高齢者に関する重要課題を取りあげまして、それぞれご説明をさせていただきたいと存じます。そしてこれまで同様各人権課題を所管いたしております担当の所属の方からも職員がこの懇話会の方に出席しておりますので、皆様方からも積極的なご意見、また忌憚のないご発言を頂きますようお願いいたします。冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

開会にあたりまして山岸局長の方からご挨拶させていただきました。

それでは以後の懇話会の議事進行につきましては、要綱に基づきまして安藤座長にお願いしたいと存じます。安藤先生、よろしくお願いいたします。

【安藤座長】

皆さん、ご苦労様です。急に昼間は温度が高くなりました。どうぞクールビズでネクタイを締めずに話の中身に神経が行くようにお願いしたいと思います。

坂元副座長は国連の人権関係の委員でありまして、その委員会の開催日が決まると避けることができないので、皆様によろしくということで今ジュネーブの委員会へ行っております。栗本委員もいつも積極的に発言していただいて大変助かるのですが、ご用事でご欠席でございます。必要があればEメール、ファックス等で後ほどご意見をお出しいただくということになっております。

それではお手元にある次第に沿いまして議題を進めたいと思います。今日は（１）として人権についての全般的な平成20年度の取組実績、それから平成21年度に向けての計画を報告いただき、それに関連して、（２）として先ほどご挨拶にありました同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の報告書にどう対応されたかという説明をいただきます。今日は3時間取っていますので前半の1時間余りの時間につきこの（１）（２）の報告と質疑応答を行いたいと思います。残りの時間で、（３）として、人権文化推進計画の各重要課題の進捗状況のなかから、前回は女性と障害者の問題にふれましたが、それに続きまして今回は子どもと高齢者の問題に集中してそれぞれ45分ぐらいずつ確認いただきたいと思います。前半の（１）（２）と後半の（３）の間に休みを取りたいと思います。

それでは事務の方から資料の確認とご説明をいただきたいと思います。

【事務局】

今、座長の方から議題の概要についてご説明いただきました。事務局の方から資料の確認をさせていただきたいと思います。1つ目に議題（1）といたしまして、資料1「京都市人権文化推進計画平成20年度取組実績及び21年度事業計画」という非常に分厚い冊子になってございます。2つ目に議題（2）としまして、資料2の「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告を踏まえた取組状況」という1枚もののコピーになってございます。そして資料2の2、これは「人権文化推進計画の修正について」ということで本日追加でお配りさせていただいております。

それから議題（3）に関しまして子どもに関する重要課題ということで、まず資料3の1が「人権文化推進計画の各重要課題について 子どもに関する重要課題の進捗状況」という3枚もののコピーとなっております。それと資料3の2が「あなたの小さな勇気が子どもたちを救います「児童虐待」早期発見と防止のために」という小さなリーフレットでございます。それと資料3の3の「子ども支援センター 子どもたちにしあわせな家庭と明るい未来を」というリーフレット、そして資料3の4の「子どもを共に育む京都市民憲章」という、3種類のリーフレットをお付けしておりますのでよろしくお願い致します。

それともう1つの議題でございます高齢者の人権問題につきましては、資料4の1の「人権文化推進計画の各重要課題について 高齢者に関する重要課題の進捗状況」という3枚もののコピーを付けさせていただいております。それと資料4の2が「第4期京都市民長寿すこやかプラン 概要版」のパンフレットでございます。

資料については以上でございます。もし、不足等ございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは座長の方からご説明いただいたことと重複いたしますけれども、議題の概要について説明させていただきたいと思います。まず、議題（1）についてですが、冒頭局長の方からご挨拶させていただきましたように、この人権文化推進懇話会につきましては本市人権施策の効果的な推進に向けて、外部の視点から客観的に施策の進捗状況の確認、点検、評価をお願いしているものでございます。そういった観点から平成20年度の人権文化推進計画の取組実績と平成21年度の事業計画についてご審議、ご議論いただきたいと思います。と思っております。

そして議題（2）につきましては繰り返しになりますが、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告を踏まえた現在の取組状況についてご報告をさせていただきたいと思います。前回、前々回の懇話会におきましてもご説明申し上げましたとおり、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会につきましては、市民の同和行政に対する不信感を払拭し、真の同和問題の解決を図るためという目的で門川市長の強い決意の下、昨年3月に設置したもので、1年間で後ほどご説明いたします6つの検討項目、さらには今後の行政のあり方についてご議論いただき、本年の3月6日に報告書を提出いただいたものでございます。

なお、この総点検委員会の結論を踏まえて、昨年度末にコミュニティセンターについての見直し、改正を行っております。それに伴いまして人権文化推進計画のうち、同和問題の記載内容につきまして一部文言修正を行っております。具体的には啓発の部分について追加を行うと共に、コミュニティセンターの活用の部分について削除するという見直しを

行っており、このことについてあわせてご報告させていただきたいと思っております。

それと議題（３）といたしまして、この間、人権文化推進計画の各重要項目についてこの懇話会の方にご報告、ご議論をいただいていたのですけれども、本日につきましては子ども、それと高齢者の問題という２つのテーマで設定をいたしております。子どもについては保健福祉局児童家庭課、教育委員会学校指導課、教育委員会教育相談総合センター、高齢者につきましては保健福祉局長寿福祉課という、それぞれの担当所管のほうからご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、ここでいただきましたご議論、ご意見は先ほどの同和問題の部分と同じく、人権文化推進計画の見直し作業を今年度中に行っていきたいと考えており、そこに反映できるようにしていきたいと考えております。

資料の確認と議題の概要につきましては以上でございます。

【安藤座長】

ありがとうございました。

それでは、議題（１）「京都市人権文化推進計画平成２０年度実績及び２１年度事業計画について」、及び議題（２）「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書を踏まえた平成２１年度取組状況について」、説明をお願いします。

【事務局】

よろしくお願いいたします。この議題（１）と（２）につきましては、先ほども座長からもございましたように関連しておりますので、少し長くなるかと思いますが併せて説明をさせていただき、そのあと質疑という形でお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。

それでは資料１に基づきまして人権文化推進計画平成２０年度取組実績及び２１年度事業計画についてご説明申し上げます。

まずこの冊子につきましては毎年度取りまとめをしているのですけれども、各局、各区役所に照会をかけまして取りまとめたものでございます。まず表紙をめくっていただきますと目次がございます。この目次の中に、１として重要課題別の取組を載せ、２として各局、区役所別の取組を載せております。この冊子のとりまとめはこれまでと同じような構成にしております。

まず１の重要課題のところですが、人権全般の取組、それから女性以下の個別の課題という形にまとめております。

なお、目次の次のページに、人権文化推進計画２０年度取組実績及び２１年度事業計画についてという説明を、２ページにわたって表裏に載せております。そのページを見ていただきますと、裏のほうになるのですけれども、２０年度の実績の事業数、そしてその下に２１年度の事業計画の事業数を掲げております。下の方の２１年度の事業計画の事業数を見ていただきますと、全部で４７１事業となっており、内訳は継続が４３２、見直し、改善等の事業が３０、新しい事業が９ということになっております。事業数としては昨年度の４６６よりも５事業増えたということになっております。

とくに新規の事業につきまして９つの事業をその下に掲げております。上から３つ目の

「第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の策定」、それから先ほど局長の方からもございました「DV被害者支援の給付金」の事業、それと来年度開かれる「日本女性会議2010きょうと」の開催」に関する事業が文化市民局所管の3つの事業でございます。それから保健福祉局所管の事業として「みやこユニバーサルデザインシンボルマークの普及等」と「ホームレス医療福祉訪問相談事業」の実施」の2つ、また、下京区役所の「庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載」の事業、さらに教育委員会の事業として「地域読み書き教室支援事業」、「土曜コリア教室」、「多文化学習推進プログラム」という3つの事業を挙げております。この9つが今年度、平成21年度に新たに取り組んでいく事業でございます。

それから議題（2）とも重なるのですけれども、同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会のまとめを受けました取組について、まず重要課題別のところに記載しております。11ページに同和問題として掲げておりますが、計画策定以降の現状と課題のところ、昨年3月に総点検委員会を立ち上げ1年間の審議をいただいて、今年の3月に報告をいただいたということ、それを受けて自立促進援助金制度の廃止、コミュニティセンターの見直しを行ったということを載せています。21年度の主な取組につきましては議題（2）と重なりますので詳細は避けますけれども、総点検委員会に検討をお願いした6つの項目についての取組計画を掲げております。後ほど詳しくご説明申し上げます。

それと、これと関連してですが、2の各局区別の取組のなかで、コミュニティセンターの事業運営をコミュニティセンターの存在する区についてそれぞれ掲げております。各局区別の取組の31ページをお開きいただけますでしょうか。少しページ数の文字が小さくて申し訳ないのですが、北区の取組を載せております。そのいちばん下の7番のところにコミュニティセンターの事業運営という項目を挙げております。これは今までも挙げておりました。表の左のほうが20年度の実績でございます。事業といたしましては相談をはじめ、施設の提供がありました。これらの20年度の実績相談件数なども載せております。

これが21年度どのようなようになったかをご覧いただきたいと思います。表の右のほうが21年度の計画でございます。

コミュニティセンターの設置目的を条例で規定をしておりますが、今回条例を改正いたしまして、設置目的についてこれまでは「人権文化が息づくまちづくりに資するため」という形でしたが「豊かな地域社会の形成に資するため」という形に改めました。そして、現在は民間委託を行うことによって市民に会議室等をお貸しする貸館事業を行っているということでございます。この内容を記載しており、この点が昨年度と大きく変わっております。

この20年度の実績と21年度の計画につきましては、それぞれ、先ほど申し上げました新規事業等を含めて記載しておりますので、非常に簡単な説明で申し訳ないのですけれども、個別の事業につきましては、また後ほどご質問いただければお答えをいたします。スタイルとしてはこれまでまとめてきておりますようなスタイルで今回もまとめさせていただきます。

次に議題（2）、資料2の方の説明に移らせていただきます。先ほどの総点検委員会の報告を踏まえた取組状況でございます。資料の2は裏表1枚ものの資料でございます。その表のほうに3つの項目、裏にも3つの項目、合計6つの検討項目を記載しております。こ

これらの項目について行政の方から総点検委員会にお示しいたしまして検討をいただきました。

1つ目は、自立促進援助金制度の見直しでございます。この3月の懇話会におきまして見直しについての総点検委員会の提言内容を説明いたしております。少し繰り返しになるのですが、もう一度おさらいという形で提言内容も含めてご説明をさせていただきます。

この援助金制度を平成19年度から支給を取りやめておりましたので、そこにさかのぼって制度を廃止する、そのうえで奨学金本体の返還とその免除という制度に改める、平成13年度以降の援助金の新しい受給者に奨学金の返還を求めていく、これは言い換えれば12年度以前は免除にするということでございます。そして、返還免除基準につきましては国の奨学金制度の免除基準と同じにする、こういった見直しの提言をいただきました。

これに基づきまして、昨年の12月市会に奨学金の債務の取り扱いに関する条例を提案をし、議決をいただきまして、援助金制度を廃止したうえでその後の取組を進めております。2月には、返還を求めていく借受者に対して市長からのお詫び文を郵送いたしました。それ以降借受者の方に連絡を取り、直接お詫び、ご説明を今順次行っているところでございます。全体で約1,400人になりますが、その方々のうち、5月末時点ですので現時点ではもう少し増えているのですが、約半分ぐらいの方々には直接訪問をいたしましてお詫びと説明をしております。

反応を少しお話し申し上げますと、もともとこの見直す元になりました裁判において京都市が裁量権の逸脱ということで違法となったわけですが、その責任を借受者の方に押し付けるということは納得ができないという声も少なくないという状況です。ただ、現時点では説明は概ね聞いていただいているというところです。引き続き丁寧な対応をしていきたいと考えております。

それから2つ目のコミュニティセンターの在り方についてです。コミュニティセンターについても、総点検委員会の報告書で、これまでの役割は認めつつも、従来の形態のままで存続する必要性はなくなった旨が述べられており、これも先の2月市会においてコミュニティセンター条例の改正を提案いたしまして議決をされています。内容としては2年間の期間において、平成22年度末にコミュニティセンターを廃止することになっています。京都市には15のコミュニティセンターがございますけれども、このコミュニティセンターにありました職員100名余りについて、昨年度末をもちまして職員は配置しないということで引き揚げております。それまで行っておりました相談事業についても廃止しております。

ただ、平成21、22年度の2年間にしましては、NPO法人または民間業者に委託をして、施設を貸し出す貸館事業を実施しております。

非常に大きな改革であったのですが、4月以降大きな混乱はなく、施設の貸し出しにつきましても順調に進んでおり、市民の利用も若干増えている状況でございます。

それから、もともとコミュニティセンターのなかに、屋内体育施設というスポーツのできる施設がありました。ここは非常にニーズが高く、これについては2年間の期間を待つことなく、この4月以降に地域体育館、これはもともと市内に何か所かあるのですが、この地域体育館に位置づけを変えて転用しております。これも5月からその運用をしており、

多くの市民の方々に利用いただいているところでございます。

こういった大きな見直しにつきましては地域の皆様に事前に十分な説明、あるいは周知を行っております。それからとりわけ高齢者の方々には相談先の案内を行う体制も整えており、円滑に移行できているのではないかと考えております。

今後の転用の問題につきましては市民のご意見も十分お聞きしたうえで、こういった施設に転用していくのかという計画をこの2年間で決めていくということになっており、その取組を現在進めているところでございます。

それから3つ目になりますが、改良住宅の管理運営、それから建て替えの在り方についてです。同和地区にございます改良住宅につきましては、そこに住み続けるという権利がずっと子、孫に継承されているというものではありません。総点検委員会から、入居実態の調査、空き家の有効活用を進めていくということ、また、一般の公営住宅との取り扱いの差異が若干あったのですが、それも改善するという、そして建て替えにつきましては民間活力の活用も検討して多様な住宅を供給すべきという報告をいただいております。これを受けまして改良住宅の入居実態について今年度から調査を開始したところであり、それに基づいて適正な管理、運営に向けた取組を進めていくことになっております。

また空き家の活用などストックの有効活用についても検討を進めているところでございます。その一環といたしまして、20年度には市内の大学に在籍する留学生世帯の住居として空き家の提供を実施しており、今年度もその整備をさらに行う予定でございます。それと一般公営住宅と差異がありました共益費、駐車場、あるいは家賃減免の取り扱いについてはこの4月から公営住宅と同一の制度に見直しをしております。建て替えの在り方につきましては、庁内のプロジェクトチームを立ち上げて検討しております。

裏面のほうに移らせていただきます。4つ目の崇仁地区の環境改善でございます。崇仁地区についてはまだ事業が完了していないということがございます。これについては住環境の整備を早期に完了することが必要であること、とくに京都駅に近いという立地を生かして活用を検討すべきであること、さらに地元のまちづくり組織や、学識経験者も含む検討委員会を設けて検討することが望ましいというご報告をいただいております。

崇仁地区のなかに北部第3地区と北部第4地区という地区割をしているところがあり、この2つの地区に改良事業の事業自体が残っているところがありますが、総点検委員会の報告も踏まえまして、土地区画整理事業の手法の活用も視野に入れて推進していきたいと考えており、具体的に土地区画整理事業をどのように使うのかを検討するためにコンサルへの委託をこれから行っていくという予定でございます。それと現在、6月市会と申しておりますが、経済対策についての補正予算を審議する市会が開催されておりますけれども、そのなかで崇仁地区の環境改善に関する予算についても提案をしているところでございます。

それから5つ目の地区施設についてです。市立浴場、学習施設、保健所分室の3つの項目のうち、まず市立浴場についてご説明します。総点検委員会からは、市立浴場については、ほとんどの改良住宅にまだ浴室がないということから、当面存続が必要という形でまとめていただいたうえで、将来的には統廃合などの効率的な運営、あるいは福祉風呂等の拡充による地域福祉の向上、サービスの向上に努める必要があること、併せて、民間浴場との料金格差がございましたがその早期の解消が必要であるという報告をいただい

おります。

これを受けましてこの5月から40円の値上げを実施し、それまで民間浴場との格差が120円ありましたが、これを現在80円に縮めました。引き続いて効率的な運営に努めていくということで取り組んでおります。

それから学習施設と保健所分室につきましては、総点検委員会から、従来これらの学習施設・保健所分室で行ってございました事業については廃止をするということ、施設そのものの活用についてはコミュニティセンターの本館などの他の地区施設とあわせて転用方法を検討していくという方向性をまとめていただきました。これに基づいて取組を進めております。学習施設につきましては3月末で事業を廃止し、そのなかにございました図書室も一部を除いて5月末で閉鎖したという状況でございます。保健所分室につきましては健康相談事業等を行ってございましたが廃止し、4月で施設を閉鎖しております。

それから最後に6つ目の検討項目でございます。市民意識の向上に向けて人権教育・啓発の在り方についてです。総点検委員会からは、行政と市民が人権の尊重に向けて不断の努力が必要であること、今後は市民感覚の新たな発想を取り入れ、市民の自主的な行動を行政が支援するという方向にシフトすべきであるという提言をいただいております。ついては、この4月に、これまで産業観光局で所管をしてございました企業に対する人権啓発につきまして文化市民局人権文化推進課の方に業務を移管して、より効率的な啓発を一体的にできるような体制を整えました。また、市民の自主的な啓発活動を支援するというところで、人権啓発活動補助制度という制度がございますが、その充実を図り、あわせて区役所、支所などの啓発活動を重視するという取組を今年度から行っているところでございます。

以上、6つの検討項目すべてにつきましてピッチを上げて見直し、改革に取り組んでいるということでございます。

もう1枚、本日お配りをさせていただきました資料2の2の人権文化推進計画の修正について説明をさせていただきます。先ほど北区役所の取組のところで説明をしたところと関連するのですが、1の概要に掲げておりますように、総点検委員会の結論を踏まえましてコミュニティセンターの見直しを行い、条例も改正したことにより、この人権文化推進計画の同和問題の部分の記載を今回修正いたしました。なお、今回は総点検委員会を受けてコミュニティセンターの改革を行ったことに基づいた修正でございますが、全体の計画につきましても今年がちょうど5年目ということになり、これまで女性、子どもなどのいろいろな人権に関する課題につきましても取組の進捗が進んでおりますので、そういった進捗状況を踏まえた修正を、同和問題以外の人権に関するこれらの課題の部分についても実施していきたいと思っております。これも年度内に取りまとめていきたいと考えております。

具体的に今回修正をいたしました内容について、2のところに掲げております。

まず(1)のところでございます。各重要課題の同和問題の啓発の項目、お手元の人権文化推進計画の冊子でいいますと18ページでございますが、この同和問題の項目の今後の施策の在り方の啓発のところに、追加を行ったということでございます。

資料2の2のところに線で囲んでおります「市民啓発と企業啓発の一体的な推進、身近な行政機関である区役所、個別の課題に応じた専門機関での取組など、行政内部や関係機関の連携による効果的、効率的な啓発活動の実施」を追加したものです。

裏面のほうに移ります。(2)になります。人権文化推進計画の冊子でいいますと、18ページ、今と同じページでございます。今後の施策の在り方のコミュニティセンターの活用というところでございます。「市民の自主的な取組の支援」、「市民相互の交流と共生」、「人権尊重のまちづくり」を視点とした、人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流、地域コミュニティ活動の拠点としての活用」という説明を掲げておりましたが、コミュニティセンター条例の改正、設置目的の変更によりまして、21年4月1日に削除したという追記をしております。

もう1つは(3)になりますが、人権文化推進計画の冊子の後ろの方にあります資料編の56ページでございます。用語説明のところにコミュニティセンターの説明が載っておりますが、これについても先ほどの(2)と同じ理由、コミュニティセンターの条例改正により、このコミュニティセンターの用語説明の部分については削除するという修正を行ったものです。

非常に長くなりましたけれども、資料の1,2につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【安藤座長】

ありがとうございます。ただいま説明のありました資料1に関連する部分、それから資料2、2の2について、委員のほうからご質問、コメントがあればご遠慮なくお願いしたいと思います。どうぞご自由をお願いします。

【石元委員】

コミュニティセンターのことなのですけれども、説明いただいたことを整理しますと、職員を引き揚げて現在は民間委託で貸館事業をしているということですね。2010年度末でコミュニティセンターという言葉はもうなくなるのですか。2010年でコミュニティセンターは完全に廃止をして、そのあとその建物を何に使うかはまだ決まっていないけれども完全に他に転用される、そういうことですか。

【事務局】

お答えをさせていただきます。今、先生がおっしゃっていただいたとおりでございます。平成21年度から2年間はNPO法人への委託、あるいは民間委託によりまして貸館事業を行います。そしてコミュニティセンターの改正条例そのものが、先生がおっしゃったように2010年度末をもって廃止にしますという規定になっておりますので、その時点でコミュニティセンターという名称の建物はなくなります。平成23年度以降、何に使用していくのかを現在検討を始めているところでございます。

【石元委員】

今は、建物はコミュニティセンターと言うわけですか。

【事務局】

はい。

【石元委員】

楽只の分室というのですか、ツラッティ千本というところがありますね。あれはどうなるのでしょうか。

【事務局】

コミュニティセンターの一部ということでの啓発・展示施設という位置づけに今現在はいたしておりますが、コミュニティセンターの転用を図るなかで、コミュニティセンターそのものではなくて、ツラッティがツラッティそのものになるという、ツラッティ千本そのものという展示施設に転用を図るという方向で展開しているということでございます。楽只のツラッティにつきましてはということです。

【石元委員】

他にもいろいろな展示室がありますね。これらは基本的には変わらないということですか。

【事務局】

ツラッティ千本ともう一つ柳原銀行という記念館があります。この2カ所については資料展示施設ということで、今回コミュニティセンター条例を改正していますが引き続き資料展示施設という形で存続していますし、今後もその機能は継続するというところでございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。世界人権問題研究センターの人権大学講座や、講座 人権ゆかりの地を訪ねて、ボランティア人権ガイドなどについて、この2つは今後もずっといろいろなプログラムに入っていますのでなくなると困るのです。引き続きあるという前提で人権大学講座などのプログラムを組んでおります。どうぞほかにございましたらお願いします。

【安田委員】

貸館事業のほうも順調に進んでおられるということなのですが、差し支えない範囲で利用率であるとか、どういった方がご利用されていらっしゃるのかということを教えていただければと思うのですけれども。

【事務局】

この4月、5月の2カ月分を見ますと、去年度と比べると全体で約18%アップということになっており、利用率が増えている状況です。内容的にはまだ少し精査ができていないのですけれども、従前に比べると、地区外の方のご利用が増えているという傾向がございます。

【安田委員】

使っていらっしゃる方は高齢の方が多いか、子どもさんのグループ、その中でも保育園、幼稚園や、小学校1，2，3年の低学年の子どもさんたちのグループが多いとかそういったことはありますでしょうか。

【事務局】

サークル活動でご利用いただいたり、会議でご利用いただくというケースが多いので、その対象者の方の利用という形での把握になります。

【安田委員】

ありがとうございます。

【安藤座長】

年齢等での区別はつけにくいということですか。

【事務局】

高齢の方、子どもさんの両方とも利用の実績がございます。つまり、お母さん方が子どもを連れてこられるサークル、幼児サークルなどでもお使いいただいておりますし、高齢者の方々はダンスサークルや囲碁、将棋などに使っておられます。割合としては高齢者のご利用のほうが多いかと思えますけれども、子どもさんのご利用もあるというような状況でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【杉原委員】

同じく在り方総点検委員会報告の取組状況のところ、資料2の裏側の方にあります市立浴場の入湯料についてお聞きします。5月から40円値上げして民間格差が縮まったということですが、ここに書かれているのは料金格差の早期解消であるわけですから、将来的には格差をなくしていくという方向だと思いますが、そのあたりの目処といいましょうか、ある程度の計画はあるのでしょうか。何年度頃にこのぐらい下げて、最終年度で格差解消というようなことがわかりますでしょうか。

【事務局】

80円の格差があるというのが現時点の状況であります。なお、市立浴場については現在指定管理という制度で運営を財団法人のほうに委託しております。平成22年度までが第1期指定管理期間でございまして、平成23年度からおそらく4年間になろうかと思えますけれども、第2期の指定管理期間ということで今後委託先について募集をしたうえであらためて委託を決定していくことになります。大きな目処といたしましては第2期の指定管理期間を経たうえで、民間浴場と同じ料金にしていきたいということで検討しております。

す。

その間にも民間浴場のほうも諸般の物価状況で、だいたい2年に1回ぐらい入湯料が上がるものと思われますので、それを見つつできる限り入湯料を民間浴場と合わせていきたいという形でございます。ですから一時的には格差があって、その後追いついて、また民間浴場の方が上がってというような繰り返しをしていくのかなと思っています。

【安藤座長】

それに関連してですが、改良住宅について、先ほどのご説明では将来的に留学生の方にも入っていただくということでありました。これは民間の賃貸住宅にお入りになるよりはおそらく安いということからだろうと思います。ただ、前回の懇話会のご説明では改良住宅はお風呂がついていないということでした。そのため今お話のとおり住居とは別に浴場を設けないといけないということで、これが今の市立浴場になる訳です。留学生の方に改良住宅に入っていただくとともに同じように、市立浴場に入っていただくような状況が続くわけでしょうか。それとも留学生の方が入っていただく住居そのものに戸別に浴場を設けるような工事をされる予定ですか。

【事務局】

留学生入居につきましては空き家の活用と一般公募という形で行われます。今現在空いている部屋を少しリニューアルして入っていただくということになります。少し模様替えをする程度の対応となるため、そのためにお風呂をつけるとか、そこまでの整備はしておりません。お風呂については基本的には今ある建物、住宅が老朽化して建て替えるとき、新築のときに新しくつけていくということになります。それと今トータルリモデルということで全面改装のシステムを一部取っていますのでそういったときにつけられる範囲でつけていくという取組を行っております。

【安藤座長】

建物ごとに耐用年数が変わるとは思いますけれども、だいたいお風呂がつくのはいつ頃の目処ですか。

【事務局】

今現在まだ、戸別にお風呂がついているのが13%弱なのです。逆にいうと8割以上がついていないということです。この厳しい財政状況のなかで建替そのものがかなり予算的にも厳しい状況でございますので、正直に言ってそのパーセントがかなり上がっていくというのは非常に厳しい状況かなということでございます。

【安藤座長】

ほかにご意見等ありましたらお願いします。

【康委員】

コミュニティセンターが全くなくなってしまうということについてです。全市民共有の

社会資源として活用するため、また、市民に開かれた施設への転用を図りたいのということです。もっと同和地区の住民にとっても、そしてそれ以外の地区の住民にとっても、双方が一緒に利用したり交流できたりする、そういう施設に生まれ変わるのかなと期待をしていたのです。完全に人権文化推進計画からも文言が削除されてしまって、全くコミュニティセンターがなくなってしまうということで、すごく残念なことだなと思っております。

先ほど北区の例を引いて、相談件数の書いてあるページを見てくださいというお話がありました。昨年の生活相談の実績が北区は499件ですね。それでほかの区のコミュニティセンターのそれぞれ昨年の相談件数を含めて足し算してみましたら、ちょっと遺漏もあるかもしれませんが7,650件、毎日平均して20件以上全市で相談がされてきたという実績があったということだと思えます。それが今後どういうところがそれを引き受けていくことになるのかということだと思えます。ある程度整理をされるのも致し方ないところがあるかもしれませんが、例えば曜日を決めて相談窓口を何曜日だけは開けるとか、そういうことは考えられないのかと思います。またはこのコミュニティセンターでできないのであればその代わりに区役所や、区役所の支所のどこの階のどの場所で受け付けますという周知、ポスターを貼るとか、回覧板を回すとか、そういうことをされるというお考えはないのかどうかということをお尋ねしたいと思えます。

それと自立促進援助金制度のことについてです。これは前回もお手紙を書かせていただいたのですが、私はどうしても納得ができていないのです。それといいますのも、私は今、学校で教員として働いているのですが、この自立促進援助金に関しては実際にこの制度を周知して、生徒さんに知らしめてこれを受けなさいということを勧めてきたのが、学校の教員である、という経緯があるわけですね。先生に勧められて、先生がいわれたから間違いないと思ってそれを受けた子たちが、今になってそれを返しなさいといわれている。これは学校現場のなかで見ましたら教員と子どもたちとの信頼関係が失われてしまうという、非常に深刻なことが起きているわけです。

私はその当時は教員ではなかったのですが私自身子どもにこの制度を利用しなさいと勧めたことはありませんが、もしも自分がそういうことをしていたとしたら今ものすごくつらい状況に立たされることになるのです。実際そういう先生方がたくさんおられるのではないかと思います。そういう受けなさいと勧めた行政の側にはなんの責任も問われなくて、奨学金を受給した人たちが責任を取らなければならないという、ちょっと納得できない思いがしております。

【安藤座長】

市のほうで、何かありましたらお願いします。

【事務局】

コミュニティセンターにつきましては、周囲の皆さんの意見も聞いたうえで転用計画を策定していくということになります。地元の方、これまで使われてきた方々のご意見も当然聞いたうえで、どのようにしていくのかという点を考えていくということになると思っています。

相談事業につきまして、これも昨年の総点検委員会でも件数等の資料をお示ししつつ議論をいただきました。たしかに件数自体はありますが、経年で見ますとこの相談件数自体は非常に減っているというのも事実でございますし、その内容につきましても問い合わせのような相談が非常に多いということで、切実な相談内容についてだけ考えますとかなり減っているということが現状でございます。そういったことも含めて、それぞれ相談の中身によって直接専門機関や区役所の福祉事務所等に住民の方々が相談いただくことで対応していけるという判断で、今回相談事業はなくしたということでございます。

3月末で相談事業を廃止しておりますけれども、この1月頃から『コミュニティセンターだより』という資料で、地元の方々にはコミュニティセンターの改革、具体的に相談をいただく窓口の相談マップといったものもすでに数回お配りをして、どういう問題であればどういう相談窓口に連絡すればいいかということは十分周知をしてきたと考えております。

ただ、貸館業務をNPOに委託したところは、もともと地元のいろいろな団体が入ったNPOですので地元の事情にもある程度精通しているのですが、とくに貸館業務を民間に委託をしたところにつきましては、一気に相談事業を廃止ということでございますので、相談の取次を行うような役割を担う高齢者のアドバイザーを、嘱託員になるのですが、1年間に限ることになりますけれども設置しました。例えば字の読めない方が役所のほうから何か手紙がきたということであれば、それを読んでどういうところに相談に行ったらいいということをお伝えする、そういった役割のこのアドバイザーも現在配置をしているところでございます。

ただ、想定していたほどの相談が実際されているかといいますと、少し件数的には少ないという実態でございます。

また、今後の転用なのですけれども、まさしく市民により開かれた施設に転用していくということで、当然ですけれども従前お使いいただいていた旧同和地区の方も含めたオール市民が使える施設に転換していく、そういう趣旨でございますので、なくなるという意味よりも広がるという意味でご理解いただければと思っております。

それからもう1つ、自立促進援助金なのですけれども、たしかに康委員がいわれたようにこの制度を使って進路を切り開いていくのだということで、学校の先生からも勧めただいたり、あるいは当時この事務に携わっていた職員からもそういった説明を行ってこの制度を利用いただいてきました。そういう意味ではいわゆる進路保障上、必要な制度、意義があった制度だということでありまして、これについては裁判のほうでも意義は認めているところでございます。

ただ、司法としては、所得にかかわらず一律に援助金を支給してきたというやり方が時代にそぐわなくなってきたという考えであり、ある時点から違法性を帯びてきたという判決が裁判で出たということです。違法という判決、状態をそのまま放置しておくことはできませんので、そういった意味で関係者の方に対しては大変申し訳ないのですけれども、自立促進援助金制度そのものについてはいったん廃止して、奨学金制度として返還をいただくということになりました。ただ、奨学金制度ですから、当然所得に応じて免除をするというシステムをつけ加え、新たな仕組みとして見直したという趣旨でございます。

【安藤座長】

ありがとうございます。人権の問題というのは現場の人がいちばん直接影響を受けるので、行政において決定されるときはその点を十分斟酌のうえ、現場の意向も調べていただいて、意見聴取していただいたうえで最終的な決定をしていただきたいと思います。

予定時間がきたのですけれども、もしここでぜひ言っておきたいということがありましたらお願いします。

【石元委員】

京都市の場合はいわゆる地区内の住宅に入る際は割と厳密な属人主義で対応してきました。法律のフォローにより、外から地域外の人が入ってくるということは基本的になかったと思うのです。大阪の場合は従来から割と外からたくさん市営住宅に入ってきていて、大阪府が行った2000年の調査を見ますと入ってきた人というのはもともと住んでいる人たちに比べてかなり不安定な人たちであるのです。要するに市営住宅がそういう不安定層を招き入れるという傾向が、大阪などは1990年代頃から顕著に見られているのです。

京都はたまたまそうではなかったわけですが、ただ京都市の場合2001年の調査を見ますと要するに安定した人がかなりごっそり出て行っているのです。とくに高学歴を獲得した人ですね。最終学歴が大卒だという人がかなり外に出て行っている。今度法律が切れて外から入ってくる人たちが出現してくるということになると、不安定層を招き入れるという大阪のような形になるのではないかとということが考えられるのが1つです。

それから大阪では法律が切れたあと、やはり高校進学率が落ちたりということがあります。施策で生活が支えられてきて、支えがなくなったら生活のぜい弱さというのが際立つ世帯がたくさん見えてきたのです。本来は同和対策事業のなかで生活基盤を構築していくというのがあるべき姿だったのですけれども、結局この生活基盤の構築が実現せずに、かろうじて施策に支えられてきたぜい弱な生活のままの世帯が多く、その世帯の劣悪な生活というのが今、非常に際立ってきている。そのことが新たな偏見を生み出すというような状態になっているのです。

京都市の場合もどうなるかわかりませんが、安定層が出て行っているというののもたしかですし、不安定層が流入してくるとやはり不安定層が滞留するまちということになります。周りの人たちというのは全部ひっくるめて部落だというように見ますから、やはり部落は不安定な人が多いのだというような、そういう見方というのがまた出てくるようにも思えるのです。

と申しますのは部落差別というのは、いわゆる部落民差別といわないように地域差別なのです。部落という異質な地域がある。そこに住んでいる人は部落民とみなされるのですね。大阪府の調査でも、大阪府の48同和地区で、自分は部落民でない、外から入ってきて自分は部落の出身ではない、と答えた世帯が9,885世帯あったのです。この9,885世帯の世帯主に部落差別を受けたことがあるかと聞いたら13.8%があると答えているのです。結局は部落民だと思われた人が部落民だというところがあります。何が言いたいかというと、今ある改良住宅ですね、とくに錦林や東七条といった、割に早くから地区改良事業に取り組んだところは30平米台の公営住宅が多いのです。そういったところに入って

くる世帯というのはかなり不安定な世帯になってきます。

すると部落というか旧同和地区というところが、不安定層が滞留する停滞的なまちというイメージが強くなって、そのことが新たな偏見を再生産するというようなことになりかねないような気がするのです。これは今日の資料の6番目の啓発の課題にもつながってくると思うのです。やはり個々の事柄だけではなくてこういったことがいろいろ関連しあう、つながりあった現象として出てきていますので、こういうつながりを見ながら啓発の課題というのを見据えていく必要があるかなと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。ご意見について十分将来の具体的施策に生かしていただきたいと思います。

それでは10分間休みを取りまして、2時50分から後半の部分へ移らせていただきます。それではしばらく中断させていただきます。

——（休憩）——

【安藤座長】

それではあと2つ、子どもと高齢者という、個別の課題に関する発表が残っておりますので再開させていただきます。それでは子どもに関する重要課題について説明をお願いします。

【児童家庭課】

失礼いたします。私のほうから子どもに関する重要課題の進捗状況について、教育委員会にまたがる部分もございすが一括して説明をさせていただきたいと思います。その後教育委員会からの説明が改めてございしますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料の3の1に基づきまして報告をさせていただきたいと思います。まず、子どもを取り巻くここ数年の動向についてです。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」が平成6年に批准されました。この条約では、子どもを保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重し、家庭や社会生活などあらゆる分野で「子どもの最善の利益」が考慮されるべきであると宣言されています。また、国におきましては憲法や児童福祉法、児童憲章等においてその基本原理や理念が示されたところです。また近年の子どもを取り巻く状況を受けて、「次世代育成支援対策推進法」の制定が行われ、児童虐待防止法などの関連法の改正も行われたところでございます。

京都市におきましても、平成9年に国のエンゼルプランを受けて「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」を策定し、さまざまな施策を実施してきたところです。その後、先ほどの国の次世代育成支援対策推進法に基づく京都市の市町村行動計画として、平成17年に新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」を策定したところでございます。なお、このプランにつきましては平成21年度、今年度までの計画のプランとなっており、来年度以降の次期プランを今年度中に策定をする予定でございます。

また平成19年2月には「子どもを共に育む京都市民憲章」を策定し、家庭や地域などでその理念に基づく実践行動を広める取組を目指しています。同年3月の市議会においてもこの憲章を積極的に推進する決議が行われたところでございます。

次に人権に関わる重要な課題であるいじめについては、これまでから早期発見・早期解決に向けさまざまな取組を進めており、18年度には「いじめ対策プロジェクトチームの設置」や、「いじめ相談ホットライン」の24時間無休化などの取組を行っているところでございます。不登校問題についても、未然防止に向けた取組が重要であるとの認識の下、各学校でのきめ細かな取組に加え、不登校児童の学びの場を確保するため、洛風中学校、洛友中学校を開設し、「こども相談センターパトナ」での相談事業やスクールカウンセラーの全中学校・高等学校への配置など先進的な取組を進めてきたところでございます。

続きまして2ページ目でございます。子どもを取り巻くこのような状況を受けまして、その現状と課題についてご説明させていただきます。まず一点目といたしまして、児童虐待をはじめとした子どもの人権侵害につきまして、より迅速な支援体制が必要であると考えております。学校に関わる課題のなかでは不登校児童の数については減少傾向にはございますけれども、まだまだいじめの背景及び原因等について複雑化するといった問題も現象として起こっているところでございます。さまざまな虐待防止に向けた取組が京都市としても必要であると考えております。

そのほか学級崩壊等についても、心身の健全な成長が妨げられる問題ということで発生している状況でございます。

次にこのような現状と課題を踏まえ、京都市が行ってきた主な取組と実績についてご説明させていただきます。まず先ほども申し上げました近年増加する児童虐待に対応するため、さらに、児童福祉法及び児童虐待防止法の法改正に基づいて児童相談所による法的介入が強化されたことに対応するため、児童相談所の体制強化を図りました。そういったこれまでの体制の強化に加えて、ここ数年増加しております相談件数・通告等に対応するため、「第2児童福祉センター（仮称）」の設置に向けて今年度基本構想を策定し、22年度で基本設計、実施設計、23年度の整備着手に向けて現在取り組んでいるところでございます。

参考までに近年の児童虐待の相談件数・通告件数の推移を挙げております。平成20年度におきまして824件と、平成17年度の504件に比べて非常に増加しております。平成17年度に比べますと約1.6倍となっているところであります。

こういった統計を取り始めましたのが平成2年ですが、そのときの数字でいいますとわずか14件ということですので、非常に増加しているということが顕著に出ております。お手元のほうにもリーフレット等を用意させていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

次に地域ネットワークの充実に移らせていただきます。子どもと家庭に関わる行政機関等で構成する「京都子どもネットワーク連絡会議」のなかに児童虐待防止に関する課題別検討会議を設置し、子どもの人権擁護と健全育成、子育て支援の総合的な推進をおこなっています。

次に、各区・支所福祉部に「子ども支援センター」を設けまして、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談を実施しているところでございます。ま

た必要に応じて家庭訪問を行い、従来のような来所型ではなく、積極的に専門職員が家庭訪問を行ってご相談を受けるという体制をとっております。また、より身近な子育ての拠点ということで保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定をさせていただいて、さまざまな事業を実施しているところでございます。

実績といたしまして子ども支援センターにおける相談件数については、平成19年度に1,773件、20年度で集約いたしますと1,890件と、これも増えているという状況でございます。地域子育てステーションにつきましては、現在172カ所を指定をさせていただいており、内訳は保育所で123カ所、児童館49カ所ということとなっております。ほぼ小学校に1カ所の指定がすでに行われているところでございます。

次に、子どもを共に育む京都市民憲章でございます。先ほど申しましたように平成19年2月に策定しており、憲章理念のさらなる行動化を推進するため条例の平成22年度中の制定を現在進めております。実績といたしましてはさまざまなイベント等、啓発を行っております。

次に広報につきましてご説明します。児童虐待防止の早期発見・早期対応を目指して、保健所等の関係機関職員、また地元の民生委員等を対象とした研修会を実施しております。また、20年度の実績といたしましては資料に記載のイベントやポスター掲示等による啓発を行っているところでございます。

次に、4ページをご確認いただきたいと思います。不登校・いじめ・安全教育につきましてご説明します。不登校につきましては全校に設置しております不登校対策委員会では取組の充実とともに、ICTを活用した学習支援事業「はーとあくせす」やフリースクールとの連携等、児童・生徒一人ひとりの学びと育ちに焦点を当てた、不登校に対する総合的な事業を展開しております。またいじめにつきましては相談体制の充実、教育委員会における的確な指導の徹底ということで取り組んでいます。

安全教育につきましては、児童・生徒が健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、不測事態の回避能力を養うなどの安全指導を徹底しているところでございます。実績としましては「安全ノート」の配布や、さまざまな安全教育の観点に関わる教室の実施に取り組んできたところでございます。

最後に、このようなこれまでの取組と実績を基にしての今後の施策の在り方についてご説明します。「子どもの権利条約」において掲げられているように、子どもは身体・生命の安全はもちろんのこと、あらゆる形態の差別から保護されるという基本的人権の享有主体であるということがまず基本であります。さらに子どもは単に保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、自らの意見を表明する権利や参加する権利などを保障されるとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で子どもの最善の利益が考慮されなければならないものです。

とりわけ虐待については、子どもの成長にとって深い傷を負わせ、将来の生き方にも影響を及ぼす問題でございますので、重大な課題であると考えております。こうした生命を軽視する風潮などさまざまな課題や人権をめぐる問題というのは、大人社会の反映であることを改めて認識する必要があります。

今後、本市におきましても未来まちづくりプランに掲げました「子ども・若者・家庭総体支援融合モデル」というものを推進するなかで、総合的、継続的な支援の実進を進めて

いきたいと考えております。

次に虐待につきましては早期発見・早期対応が必要でございますけれども、日常的に接する教職員が早期に発見する体制が取れるよう個々の事例に応じた関係機関との連携強化を徹底します。またPTA等との連携や、関係機関とのネットワークの構築を含めた取組が必要であると思います。また、児童相談所と兼務する形の「子ども支援専門官」を教育委員会のなかに設置いたしまして、専門的な見地からこの虐待の問題については取り組んでいかなければならないと考えております。

次に不登校、いじめ、問題行動につきましてご説明します。一点目としましては、乳幼児期において子どもたちが大人とのしっかりした信頼関係のなかで育てられていくことによって、自己肯定感を確立し、仲間意識・他者を認めていく意識を高めていく保育の推進を図ってまいりたいと思います。また温かい人間関係を基盤として、一人ひとりがうるおいと活気に満ちた学校生活を送り、存在感や成就感を味わえる学級づくりを行ってまいります。さらに、問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど、三者が連携して課題に取り組んでいかなければならないと考えます。

魅力ある授業展開の工夫やさまざまな体験活動の充実により、子どもの「心の居場所」づくりにも取り組んでいかなければなりません。また発達障害の問題につきましては専門家も参画するプロジェクトチームの設置によりまして、より効果的な指導のあり方を検討してまいります。

それと児童相談所、また学校・警察・弁護士会・家庭裁判所など関係機関の連携強化や、家庭・地域との連携も必要かと考えています。

次に6ページに移りまして、安全教育につきましては学校の危機管理体制をいっそう充実する取組と共に、学校を中心とした地域ぐるみの安全をよりいっそう図ってまいります。さらに、さまざまな危険を予測する学習を通して、自分の行動を見直してさまざまな事故等の未然防止の能力を養っていく必要があると考えています。

以上、子どもに関する重要課題の進捗状況についての報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

【安藤座長】

どうもありがとうございます。教育委員会の方からご説明をお願いします。

【教育委員会教育相談総合センター】

教育に関する部分、いじめ、ならびに不登校についての説明をさせていただこうと思います。

ご承知のようにいじめ問題というのは、人権に関わる大きな問題であり、子どもたちにとっても厳しい中身であろうと思いますが、この件数を過去から拾っていきますと、新聞で報道され、マスコミが具体的な事案を取りあげた翌年に件数が増える傾向にあります。これまでも昭和60年の葬式ごっこ、そして平成7年の愛知県の事件、そして平成18年、これはまだ記憶にも新しいのですけれども北海道や九州でいじめによって自殺をし、その遺書が公開をされた事件がありました。

そうしたなかできめ細かく、いじめ問題をしっかり捉えていこうということになりました。

た。文部科学省においていじめの定義を定めておりますが、17年まではこのいじめの定義について、自分より弱いものに対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手に深刻な苦痛を感じさせているものということでしたが、これをもう少しきちんと捉えていこうということになり、「一方的、継続的、深刻な」という文言が削除されました。そして19年からは新しい定義、つまり一定の人間関係があるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものという定義になりました。ということは子どもがこれはいじめだ、精神的な苦痛なのだと本人が感じたらすべていじめだとカウントすべきだということになりました。そういう関係もありまして認知件数が非常に増えていったということでございます。

最近のデータでございますが、子どもたちのなかでいちばん多いのが、冷やかし、からかい、そして悪口や脅しの文句をいう、いやなことをいう、体に関わるようないやなことをいうといったことでございます。2番目に多いのが仲間外れ、集団による無視です。3番目が、文部科学省の資料によりますと、それほどきつくはないのですが、身体的に軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られるといったようなことです。これらが上位を占めております。

京都市教育委員会では何よりもこのいじめ問題で今注目しておりますのがネットいじめです。いわゆる子どもたちの携帯電話などによるいじめに注目しております。小学生の携帯電話の所有率が約3割、中学生が約60～70%、高校生にいたっては95%というような、非常に急速に所持率が上昇しています。携帯電話のメールによるいじめ、また最近ではいろいろなサイトの掲示板によるいじめ、そしてブログやプロフというようなところでのいじめが行われています。

また、携帯電話のなりすましメールというのがあります。他の誰誰のメールアドレスを使っていたずらメールを送るということで、そのようなアドレスをネット上で販売していたりするということがあります。そういうなかでいろいろなことが今起こっています。

とりわけ子どもたちにとって問題になっておりますのが匿名性のいじめです。顔の見えないなかでのいじめがものすごくエスカレートしております。相手に対して攻撃をするときに顔が見えて、苦渋の顔をしているのが見えると少し攻撃が和らぐのですが、顔が見えない状況のなかでは、言葉、文字での攻撃がますますエスカレートしていきます。また逆に攻撃を受けたほうも同じことをしていく場合があるということです。またその攻撃内容がインターネット上に書き込まれ、半永久的に保存されるということで、検索エンジンで検索すればずっとその攻撃内容が残ってしまうというような新たな問題も今出てきております。

子どもたち自身が便利なものをしっかり扱っていく力を持つことも必要なのですが、保護者が子どもたちに携帯電話が必要なのかということをもう一度考えるような、そういう取組も今進めているところでございます。

それから万が一、いじめにあったときに対応できるようにということで、いじめホットラインという、子どもたち自身が電話、相談をするという窓口を本市では平成6年度より設け、18年12月からは、24時間年中無休化しております。だいたい年間650件ほど電話がかかっております。例えば夜中の2時、3時に必ずかけてくる高校生や、朝方の5時、6時に涙ながらに訴える中学生がいます。また、直接教育委員会がこのいじめ問題に

介入してほしいという場合には、いじめ対策プロジェクトチームの専用電話であるいじめ問題サポートラインというところに電話をかけることができます。そうすると直接教育委員会が学校のほうに指導し、この問題に直接介入するというシステムも立ち上げております。これがいじめ問題への対応でございます。

一方、不登校の問題ですが、年間30日以上欠席すると長期欠席ということになり、そのうち、心理的なさまざまな要因でもって学校へ来られなくなった子どもを不登校というわけですが、平成13年をピークにそれ以降若干の減少を見ておりました。それが平成18年に再びいじめ問題がリバウンド状態となり爆発的に増加しました。全国では18年から不登校がまた増加の傾向にあります。本市の場合、いろいろな取組を行っており、少しずつ不登校が減少している状態です。とりわけありがたいことに小学校の不登校が減ってきております。各学校の不登校対策委員会というところで、子どもたちの状況を整理し、そこでのしっかりした解決策をそれぞれの学校で練っていただいております。

また、不登校を経験した子どものために、平成16年には洛風中学校、19年には洛友中学校が開設されています。全国に同様の学校が4校ございますが、そのうちの2校が京都市で展開しているということでございます。また年間2万件の相談がございす「こども相談センターパトナ」を、平成15年に新設し、具体的に不登校をはじめとする相談を行うための施設として充実させてまいりました。

いじめ、不登校がまだまだ深刻な状況であるわけですが、最近としては今年教育委員会の生徒指導課のなかに、子ども支援専門官という新たなポストを新設いたしました。保健福祉局の児童相談所と教育がより綿密な連携をしていこうということで新たに設けられたもので、生徒指導課の指導主事級の職員が児童相談所の課長補佐を併任する形で子ども支援専門官として活動しています。

そしてもう一点ですが、先ほども出ておりました発達障害によって、支援の必要な子どもさんのためのプロジェクトを発足させています。文部科学省は全国で6.3%の子どもが発達障害があると疑われると発表をしております。本市のデータでは4%を超えるということも出ております。発達障害のある子どもたちの不登校やいじめに対して、具体的に対応していくということで、発達障害の権威であります大学の先生などをお招きした専門家チームを今年も発足させたところでございます。

以上、教育委員会からご説明させていただきました。

【安藤座長】

どうもありがとうございました。ご報告のなかにありましたように、子どもの問題は大人の社会を反映するということです。われわれ自身心しないといけないと思います。ただいまのご報告に対してコメント、ご質問がありましたらお願いします。

【松本委員】

今、不登校、いじめ、問題行動ということでさまざまな詳細なご報告をお聞きしたのですけれども、一点少し気にかかるのは、マスコミ報道で取り上げられたときにいじめの件数が増えるというところです。いじめ等に関する大きな社会問題が生じたときに、新聞、テレビなど、問題を指摘する報道はたくさんあると思うのです。それを捉えて学校現場等

できちんと反教材として、テーマとして位置づけて指導して欲しいと思います。むしろその機会に徹底的に、虐待も含めて教育の場で対応して欲しいのです。

それと虐待等についてもいろいろな事件等が多発している状態だと思うのですけれども、やはりいかに適切に、早く対応できるかということが問題かなというように思うのです。陣容を強化されていくことがいちばん大事なことはあるのですけれども、いくら陣容を拡大しても本当にきちんと対応していただかなければならないと思います。虐待は乳幼児期からあるわけで、いろいろな通告があっても個々の通告それぞれに対してどこまできちんと対応していくかということが重要です。そのための制度や、とくに人材や、やる気が大きな鍵になってくるのかなと思いますので、こういった点に対してもきちんと対応していただきたいと思います。

もちろんこの人権文化推進計画のなかにも入っているのですけれども、やはり人をどういう形で育てていくのかということが重要だと思います。どこの世界でも同じことなのですが、とくに虐待やいじめ等について、的確に把握して対応できる人材を現場で1人でも2人でも増やして欲しいと思います。諸施策は大事であり、いろいろな取組をしていただくということは本当に素晴らしいことなのですけれども、そのなかに中身が入っていくような対応をしっかりと実行していただきたいと思います。これは私の意見です。

【安藤座長】

ありがとうございました。もしお答えいただけることがありましたらお願いします。

【教育委員会教育相談総合センター】

マスコミの報道があることによって、より細かな状況をピックアップできるという意味で申し上げました。これをいじめの背後環境という表現をされている学者の方がおいでになります。マスコミが報道することによってきめ細かく周りを見る、先生もしっかり見る、親もしっかり見る、地域社会もしっかり見るということで件数が上がってまいります。

こういったいじめが子どもの社会のなかで漫然とずっと行われているということが問題であり、松本委員がおっしゃいますように、しっかりわれわれは対応していかなければならないと考えております。

【安藤座長】

私も国際人権規約委員を長期間していました。人権の苦情がたくさん出てくるということとは人権についての意識が徹底しているという逆の現象なのです。むしろ出てこない、でてこないことがいいというのは政府が抑えこんでいるからです。ですからおっしゃったように数だけを問題にするのではなくて、その背後にある事実関係をしっかりと話題にすることが大事だろうと思います。

【康委員】

いじめと不登校とについてです。いじめが不登校の原因になる場合がとて多いので関連のある話だと思うのですけれども、不登校も本当に深刻な場合は1年未満ではなくて、2年、3年、あるいはそれ以上というような子どもも多いと思います。そういう子どもた

ちのやり直しの場合として、定時制高校がとても大事な場になってくるのではないかという気がしているのです。京都市の、これは府ということもあるかもしれませんが、定時制高校が減らされていった時期があったかと思いますが、今、定時制高校に定員以上の入学希望者があるとお聞きしています。不登校等で学校へ行けなかった子どもがやり直しの場合として定時制で勉強したい、昼間の高校に入るのは難しいのだけれども定時制に行きたいと希望される方が増えているということを聞いているのです。

定員をオーバーしているから全員が入れないという事態があると聞きました。せっかくやる気をもって、やり直したいと思った子どもたちが学校に、社会に出て行く場というのはとても大事ではないかと思うのです。そういう意味で洛風中学校も素晴らしいと思うのですけれども、定時制高校をもう一度見直していくというような、そういう方向性は今後考えられないのでしょうか。

【教育委員会教育相談総合センター】

公立高等学校の定員につきましては京都市と京都府とで協議をいたしまして、子どもたちのニーズをもとに算出をしております。具体的には子どもたちに進路希望調査を行い、その結果を確認しながら協議をしてきているということでございます。

不登校の子どもたちの進路状況を大きく見てみますと、いちばん多いのが通信制の高等学校、京都であれば朱雀高等学校の通信制です。その次に私立の、最近サポート校といわれているような学校です。そこには専門のカウンセラーの方がいたり、専門的に個別に指導できたり、時間帯が昼から登校したりというようなしくみがあり、また、教科で単位を取っていくというような、細かなしくみもいろいろありますので進学が多いように思われます。

本市の不登校の子どもたちの進路状況についても新たにしっかり確認していこうということと考えております。子どもたちのニーズに合った形の進路指導、ならびに今おっしゃったような不登校の子どもたちの定時制高校への進学ということに向けての定員問題についても今後は注目をしながら考えていこうと思っております。

【康委員】

高校中退者のことも気になっております。中学校まででしたら不登校の日数が年間何十日、30日以上と長期にわたっても、義務教育であるからということで単位が認定されないことはないのしょうけれども、高等学校になりますと欠席が多いと単位が認定されず、留年するとそのまま中退してしまうケースがとても多いのだということをお聞きしています。中退者を出さないというような、そういう取組といたしますか、熱意というのは今の高校に感じられないと個人的に思っております。公立高校は大学への進学者数で競争することになるので、そちらのほうにばかり注目が集まってしまい、逆に学校に行くのがしんどい子どもたちをしっかりサポートしていく、フォローしていく、という方にももっと力を入れていただきたいと常々思っています。

【教育委員会教育相談総合センター】

資料を持っておりませんので細かく答えることができませんけれども、今、全国で8万

人の高校生の中退学があるといわれています。そのなかで職業学科の子どもたちのほうが中途退学、針路変更が多いのです。中途退学の子どもたちに個別にアンケートしていきますと、やはり自分が思っている高等学校ではなかったということで、進路変更という形でやめていくケースが多いように思われます。このあたりの中学校の進路指導、子どものニーズに本当に合った進路指導が今まさしく求められているのだらうなと思いますし、やり直し、再チャレンジができるような形のシステムというようなことも、もう一度しっかりと考えていく必要があるなと思います。先生のお話もしっかり受け止めさせていただいて取り組ませていただきたいと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。

【谷垣委員】

昭和49年、50年頃でしたか、オイルショックがありました。当時駅などのコインロッカーに赤ん坊が放り込まれているのが見つかりましたが、誰がしたかわからないままになっている、ということがありました。その頃から児童相談所のほうも盛んにこういったコインロッカーへの捨て子といったことについてずいぶん突き上げられておりました。そういうことを頭に置きながら、最近の状況を本日も聞かせていただいています。今日の資料にも、具体的に法的介入権限の強化とあるのはわかります。さらに児童相談所の体制強化、児童福祉司の増員と書いてありますが、このあたりはどういう基準で、どのように増員されたのかを知りたいのです。

昭和50年頃にコインロッカーに赤ちゃんが捨てられているといわれた頃に聞きましたら、人口7万人か何万人かに対して児童福祉司は1人とかいうことでした。そういった配置で本当に仕事が進むのかと心配したことがあります。具体的に現在京都市の児童福祉司さんはどんな基準で、何人ほど配置されていて、かつてより増員されたか、そこを教えてくださいませんか。

【児童家庭課】

児童相談所の体制強化につきましてお答えします。先ほど申しあげましたように本当にここ数年、通告件数も増加しております。京都市におきましては平成13年度から、虐待通告を受けた初期対応のチームということでアクティブチームを設定いたしまして、虐待報告を受けた子どもの安否を48時間以内に確認することの徹底を図っております。平成16年には心理面でのケアを担当する虐待防止ケアチームを設けております。そして19年度からは先ほど申しました初期対応をさらに迅速にするために、アクティブチームをもう1班編成を行いまして、2チームに増設をしたところでございます。

また、児童福祉司から成ります、こういった虐待通告等に対応するケースワーカーにつきまして、いわゆる地域ごとに分けての班編成を、今年度から3班体制から4班体制へ強化したところでございます。

【安藤座長】

お尋ねにあった児童福祉司について、7万人に1人の配置ということであったということですが、現在どういう状況でしょうか。

【児童家庭課】

それについては正確な数字は覚えておりませんが、京都市におきましては国基準を上回る配置がすでにできていると確認しているところでございます。

【安藤座長】

ほかにご質問、コメントがありましたらお願いします。

【石元委員】

不登校について発言します。資料3の1の1ページ目の下から5行目にも「不登校は誰にでも起こりうるものであり」と書いてあるのですが、不登校については割と偏見、誤解が多いと思うのです。つまり、変わった子になるのだ、さぼっているのだというように思われてしまっているということです。本当は行きたいのだけれども行けないという状況や、いじめとかいろいろなものが関わって力をそがれているという状態にあるのですけれども、周りが単にさぼっている、行く気になれば行けるのだという見方をするので不登校の子どもがさらにしんどくなるのです。またそういうことを周りの大人から言われたりしてさらにしんどくなるのです。周りの目を非常に気にするというところがあります。

そういった意味でももう少し啓発をしていかないといけないと思うのです。例えば学校だったら学校の保護者ですね。友だちのお母さんたちからも配慮のない言葉を言われたりして子どもが非常にしんどい思いをするということも多くありますので、不登校に関する誤解、偏見を取っていくような啓発ということをぜひ考えていただきたいというのが一点です。

もう一点は子どもの虐待なのですけれども、たしかに子どもの虐待に対する社会的関心が高まったということを背景にして、相談件数、通告件数も増えているということがあります。この社会的関心の高まりと相談・通告件数の増加はリンクしているのだと思うのですけれども、社会の関心が高まっているわりには被虐待児の救済というところには関心がなかなかいかずに、虐待をする親に対する非難だけで終わってしまっているのです。虐待のあとで被虐待児がどう救済されるのか、あるいは虐待環境にある家庭をどう再生していくのかということが大切なのです。家庭機能の再生ということがいちばん大事だと思うのです。

虐待された子どもと虐待した親を分離すればそれで解決ということではなくて、家庭機能を失ったその家庭が機能を再構築する、あるいは機能を再生する、それが大きな課題かと思うのです。そういったところは行政の方はわかっておられると思うのですけれども、社会の関心ということで見ると、この点が非常に関心が薄くて、親を非難したり、あるいは児童相談所の対応がまずいということで非難して、それで終わりのような風潮となっていますが、これはよくないと思うのです。ただ、これは啓発の問題ということもあります。

手元の資料を見ると児童福祉センターのなかに児童相談所があります。質問ですが、第2児童福祉センターをつくるということは、児童相談所をもう1つつくるということですか

か。

【児童家庭課】

当然、児童相談所の機能をもったセンターを作るということです。児童相談所以外にどのような機能をもったセンターにするのかは現在検討中です。ただ、メインは児童相談所です。

【石元委員】

それから児童福祉司ですけれども、京都市はどうかっているかわからないのですけれども、私がよく聞くのは行政には部署の異動があり、例えば社会福祉主事を2年ぐらいされて児童福祉司になって、さらに経験を積んだ頃に昇進で異動して替わってしまうということです。経験の蓄積の問題というのはよく言われるのですけれども、そういったところを京都市は何か配慮されているということはありませんでしょうか。

【児童家庭課】

やはり専門性の高い職種だと思いますが、現状としては委員のおっしゃるとおり通常の部署と同様、何年か経てば他の部署に異動するという事になっております。保健福祉局といたしましては個々の職員が専門性を発揮できるよう職員研修等を通じて対応しているということが現状でございます。

【安藤座長】

そういった話はずっと言い続けているのですけれども、本当にサポートしてくれる人は、優秀な人ほど短い期間で交代してしまうのです。交代しないと地位とか給与が上がらないシステムに、お役人の世界というのはそのようになっているのですね。そうではなしに専門性を積み重ねる意味で普通の人よりもより厚遇するというようなシステムを基本に考えてもらわないといつまで経っても専門知識を蓄積して被害者に対して適切な対応をすることができにくい。これはシステムのほうに問題があるので、ここで現場の方に言ってもあまり効果はないかもしれないけれども、やはり部長とか局長とか、できたら市長にそういう視点を持ってほしいと思います。これは下からやはり声をあげてもらって、会議を開いたらいつもそういうことを言う人がいるということをお願いします。

現にある専門知識、あるいは積み重ねた経験が生きるような人事政策というものを、是非考えていただきたいと私からもお願いしたいと思います。

【石元委員】

最初に言った不登校の問題ですけれども、不登校に対する誤解があると思うのです。いじめも同じです。いじめられるほうにも非がある、いじめられる子は特殊な子だという誤解ですね。誰でもいじめの対象になりかねないのだということについての親に対する啓発が重要であると思いますが、今どうなっているのでしょうか。

【教育委員会教育相談総合センター】

先生のおっしゃるように不登校ということについては、その原因にいろいろな要素があり、30日以上休めば不登校だということではありますが、経過も生徒によって違うのに休んだらすべて不登校ということになってしまっています。こういった括りで対応してしまうので、そういう誤解が生まれてくるのだと思います。

先生がおっしゃったように、誰にでも起こりうることなのだとすることで、もっと啓発していかなければならないですし、また発達障害についても、今お話になっておりますようないじめ、不登校という具体的な2次障害が問題になります。そういったところから先日学校の教員向けにパンフレットをつくりました。『子どもの困り』ということについて、『「困り」を感じている子どものサインに気づいていますか』というパンフレットです。そして子育てについては、『子育て どうすればいいの?』というパンフレット、これを5万部つくりまして保護者に配りました。これは発達障害と不登校、発達障害といじめという観点からつくったものでございます。

まだまだこれで十分だとは思っておりませんし、今おっしゃったような偏見というものをどう払拭していくのかを、今後も十分詰めていきたいと思っております。

【安藤座長】

ありがとうございます。ほかの委員の方もどうぞご自由にご発言ください。

【安田委員】

私自体が大学の教員になって13年経つのですがけれども、社会福祉学部というところの教員で、学生が比較的心に傷をもったというか、いじめ経験があったといった学生が結構多いのです。今も昔もやはり変わらないのですね。そういう方々が比較的大学のなかで元気になって、それで現場に出ていくというのがうちの大学なのです。

学生を見ていますと、私が赴任した当初はいじめのことを大変多く卒業論文に取りあげていました。それが今はいじめのことはほとんど取りあげられていないのです。なぜかと考えてみるのですが、いじめがないのかというと結構いじめの経験のある学生が多いのです。「この人はいじめられない」という学生もたしかにいますけれども、そういった学生を除いてなんらかのいじめ経験があるのです。

学生の人達に聞いてみると、まずみんな1回や2回はいじめられていて当然というようになっているのです。そして、学生のなかでいじめの問題は深刻だという問題が一方であるとともに、いじめというのは人間集団がある限りどこにでも起こるのだということで、いじめにあったからといってさほどくじけないといったことがあるのです。さらに学校の先生方の迅速な対応や、親御さんのほうがいじめられたらきちんと権利を主張ということ、まわりもいじめられておりいじめを特異化しないということもあって、かなりいじめはあるのだけれども、いじめ問題に関しては若干解決の方向はあるのではないかと思います。いじめを特異化しない、やはりいじめというものがあるのだ、と認めてくださったほうが、大人のなかでもいじめがありますので子どもとしては生きやすいということもあります。

不登校に関しても同じようなことが言えます。不登校に関しての偏見はまだまだあると思うのですがけれども、私も不登校の学生を預かっていて、全部ではなく少ない割合なのですからけれどもメンタル的な問題を成人になっても抱える方もいますので、大学を卒業してか

らもいろいろな形で若干の関わりを持っているケースもあります。

ただ、「こんな子が不登校だったの」というぐらい明るい学生もかなりいます。また、昔で考えれば公立中学で不登校の子どもが行く中学を設立することはあり得なかったわけです。不登校の子どもさんたちが簡単には減少するということにはならないかもしれないけれども、不登校の子どももいるのだと認めてくださっているということで、生きにくさということに関しては昔に比べたらかなり減ってきているのではないかと思います。やはり不登校に対し偏見はあると思うのですが、実際に不登校経験のある学生はかなりいますので、とくに京都市で不登校の子どもさんたちが行く公立学校があるということ自体は、不登校でも公できちんと支援するのだということが社会的に認知されているということで、私のようにそういう学生を見る立場からしますと非常にありがたい、本当に素晴らしい施策だと思い感謝申し上げます。

また、つき合にくい子どもさんであるとか、発達障害の子どもさんたちの場合だと、本人は善意のつもりでやっているのだけれども、傍から見たら「なんだそれは」というような子どもさんたちもいます。一方で偏見ということも確実にあるのですが、やはり偏見を解決したからといってこの問題は解決するわけではなくて、若干変な人もいるのだというような違和感との同居ということも学校現場では求められているのだろうという気持ちがあります。今ご紹介いただいたパンフレットの中においても、「ちょっと難しい子どもさんというのはいるのだ」ということや、「親御さんにとっても自分の理想の子どもとちょっと違うかもしれないけれども、変な子どもさんという偏見があるのかもしれないのですが、ちょっと変わった子どもさんにもその人たちの世界なり、人権があるのだ」ということをやはり強調し、理解をしていただくようにしていただければと思います。

ただ、今お話のようなところは素晴らしいと思うのですが、今日のお話で疑問もあります。まず、子ども支援センターは家庭児童相談所の強化と考えておられるのですが、家庭児童相談所はどうしても職員の方のばらつきが大きいので皆さんのスキルアップをお願いしたいということが一方ではあるのです。また、家庭児童相談所を強化していくという必要もあると思うのですが、子どもの最後の人権の砦というやはり児童養護施設なのです。今日は児童養護施設は一切出てきていないのですが、やはり児童養護施設だと思います。

京都市は児童養護に関しては、私の個人的な見解ですが職員さんの勤務条件が他都市に比べるとかなり良好な面もありまして、男性職員さんもかなり頑張れるような体制を整えてくださっているのです。ぜひ将来的にもお願いしたいと思います。児童養護でも職員の方のばらつきはありますが、現場で皆さん頑張っておられると思います。

資料3の2（リーフレット あなたの小さな勇気が子どもたちを救います）を見ていますと、「24時間子どもなんでも相談」について、これまで積慶園と平安養育院さんに京都市は依頼していたと思うのですが、ここ1年ぐらいは知らないのですが、この2か所のところにラインが引いてあるというのは、やめてしまったと考えていいのですか。

【児童家庭課】

現状はそうです。

【安田委員】

現状はやめてしまったということですね。実際にこの相談に当たっている方の話を聞いたことがあるのですが、子どものことを「うちの子どもはこうなのよ」と言いながら、やはりそこにネグレクトの芽があったり、かなり虐待のようなことをしているお母さんが子どもの相談と言いながらグチをこぼしたりしている。この相談はやはり重要なのではないかと思うのです。また、本日のお話のなかで児童相談所の1つの大きな機能である一時保護所のパンフレットがないのですね。一時保護所に関しては、やはり非行の子どもさんが入ったりしますけれども、名前どおり児童虐待の問題を抱えている子どもさんが一時保護されて、観察される場所なのです。本来的な機能であればご両親が病気のときに子どもを預かったりということもあるのですけれども、不登校やいじめに関してこういう一時保護があるので、支援していこうと前向きになっているところがあると思います。

親に関しては、虐待に関しては通報しようということもありますし、児童相談所のほうのさまざまな強化体制も進んでいると思うのです。ただ、若干虐待しそうな親御さんに関しての支援としての24時間体制もなくなったということですが、ショートステイも今はしていないのですか。

【児童家庭課】

しています。

【安田委員】

ショートステイは継続しているのですね。このショートステイも大変だと思いますができれば単価も上げていただきたいと思います。そしてショートステイを紹介しながら、虐待をしてしまう場合もあるんだよというような言葉であるとか、子どもを育てにくいときもあるんだよということを親御さんのほうにアピールしてくださったほうがいいと思います。「そういったこともあるんだ」と思うと親御さんとしてはある意味安心して、逆に養護施設を利用しないようになる場合もあるかと思います。

ショートステイの運営も大変だと思いますし、いろいろな予算の面で非常に大変であるのはよくわかるのですが、今言いましたようなことに関してもある程度啓発、広報をしてもいいのではないかと思うのです。私があまり最近見ていないだけなのかもしれませんが、児童養護施設に関しては広報をしているという感じではないですし、一時保護所に関しても広報をしているという感じではないのです。実際にいじめや不登校に関してはある意味いじめ、不登校を認めることにより、その問題の解決の方向になっているというような子どもの問題の実情がありますので、虐待に関しても、虐待をしてしまう場合もあるのだと認めてしまったほうが、大きな問題が防げる場合があるのではないかと思います。思いまして意見を言わせていただきました。

【安藤座長】

ありがとうございます。難しい問題ですね。抽象的な話になりますが、人権をどうやって守っていくかというとき、差し伸べる手を充実することはもちろん大切なのですが、同時に侵害している、あるいはされている人にもう少し理解の輪を広げるという、あるいは

強くするという取組が必要であると思います。そういった施策のため、予算カットになったら一律にカットするというのではなく、それぞれの必要というものをチェックして、残すべきところはカットの率を減らしたり、カット対象から外すということをしてほしいと思います。特に人件費に関してはそういう配慮が大事ではないかと思います。

まだご意見がありましたら申し訳ないのですが、予定の時間を少し回っていますので、文書、電話で市の関係課のほうにお届けいただくということをお願いします。次の高齢者の問題に移らせていただきます。

【長寿福祉課】

よろしくお願いします。高齢者についてのご説明をさせていただきます。

まず、資料についてですが2つ用意させていただいておりまして、今お手元にごさいます資料4の1の取組等をまとめたペーパーと、あともう1部、資料4の2のピンクの『第4期京都市民長寿すこやかプラン 概要版』というものをご用意させていただきました。この2つを説明させていただきたいと思っております。

まずお手元の資料4の1でごさいます。はじめに近年の動向について簡単にふれさせていただきたいと思います。高齢者の介護でごさいますけれども、もともとは行政のほうがサービスの提供なり、提供の機関というものを決定するという措置制度という仕組みがごさいました。それが平成12年4月に介護保険法が施行されまして、それに伴って今までの措置制度というものが、利用者のほうが選択をする、契約をしていくという形に、措置から契約へという形に大きくその内容が変わってきたということでごさいます。

その後、介護保険法につきましては、介護の給付を行うということと併せまして、介護の予防をしていくというような概念も導入されて現在に至っております。

このようななかで高齢者に対する身体的、心理的な虐待や、介護や世話の放棄とか放任ということが社会的な問題という形でクローズアップされてまいりまして、平成18年の4月に高齢者虐待の防止、本当は少し長い法律名ですがけれども、いわゆる高齢者虐待防止法というものが施行されています。これによりまして高齢者の方々の尊厳の保持のために高齢者虐待防止に関する取組を全国的に自治体、国民の方で進めていくということが規定されたところでごさいます。

このようななかで京都市におきましては、平成21年度から23年度までの、ちょうど今年度の4月からの取組としてでごさいますけれども、この3年間の高齢者に関する福祉の計画として、平成21年3月に「第4期京都市民長寿すこやかプラン」というものを策定いたしました。これは高齢者福祉というものと介護保険の2つを一体的にした計画として策定をして取組を進めていこうというものでして、それがお手元にお配りさせていただいたピンクの冊子でごさいます。このプランの概要版となつてごさいます。理念といたしまして、「高齢者の一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築」をしていきたいというのがいちばんの柱となつてごさいます。こちらを基本理念としまして、各種の施策を取り組んでいるということでごさいます。

続きまして、現状と課題についてご説明をいたします。こちらのほうは資料4の1のペーパーのほうにも記載してごさいますけれども、まず今お配りしました資料4の2の概要版のほうにちょっと目を通していただきたいと思います。7ページにグラフがごさいます。

これを見ていただきたいのですが、統計的なものでございますが、こちらの中ほどにございます棒グラフを見ていただきますと、京都市におけます人口の推移と総人口に占める各年齢別の人口を表しているところでございます。このグラフのなかの茶色っぽい黄色の部分が75歳以上の人口、オレンジ色の部分が65～74歳の方の年齢の人口でございます。こちらを見ていただくとおわかりのように、総人口につきましては近年減少する傾向にございますが、今申し上げました65歳以上の2つの人口につきましては増加をずっと続けてきておりまして、要するに高齢者の方の割合がかなり高くなっているという状況でございます。

次に10ページをご覧ください。右側に同じように棒グラフがございます。京都市における今後の人口推計、今後こうなってくるのではないかとという予測でございます。見ていただくとおわかりのように全人口は減少を続けていくのではないかとという予測の一方で、65歳以上、今申し上げました高齢者の方の人口は増加をする傾向がやはり続いておりまして、平成25年度になりますと本市の全人口の25%を65歳以上の方が上回るという推計をいたしております。つまり、4人に1人が高齢者の方という形になろうかということ予測しているところでございます。

このようによりいっそう高齢者の人口の増加が予測されるという状況にございまして、京都市におきましては先ほど申し上げました長寿すこやかプランを策定して、これに基づいてさまざまな取組を、これまでできていること、できていないことを含めて行っていくということでございます。

そのすこやかプランのなかでも6つの重点事項を掲げているのですが、そのうち人権文化推進ということについての関わりが特に深いものにつき簡単にご説明申し上げます。

お手元の資料4の1のほうに戻っていただきますと、この重点事項が1番から6番までございますけれども、このうち2番、4番、6番の3つが特に人権に関わる課題かと思っております。まず2番の高齢者虐待についてです。こちらにつきましては近年介護が必要な高齢者の方が増加しており、そのなかで介護者の介護放棄、あるいはいやがらせ、暴力などいろいろな虐待の権利侵害が社会問題になっております。安心して地域社会で生活していけるように、また認知症に対する理解等も含めまして、関係機関との連携を深め、防止に向けた権利擁護の対策の取組の推進や、成年後見制度の利用などを進めていく必要があらうと考えております。

次に項目の4番でございます。生きがいくりについて説明をいたします。こちらはいわゆる生活をしていただくうえでなくてはならないものなのかと言われると、意見はいろいろ分かれるところでございますけれども、やはりないと生きるうえで、生活していただくうえでの張りがなかなか出てこない、そういうものでございます。これにつきましては高齢者を従来のように社会的な弱い立場の方という捉え方をするのではなくて、社会をこれまで支えていただいた方々という考え方で、積極的に活力として捉えていくという視点で見ていくものです。元気な高齢者の方に対してはそれまで培っていただいた経験なり、知識を十分に生かしていただき社会活動に参加していただき、社会生活を生きがいを持って営んでいただきたいと考えているところでございます。そのための環境整備なり、情報提供なども積極的に行政として取り組んでいこうということでございます。

そして次の6番でございます。こちらのほうは世代間の交流についてということでございます。プランの「誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進」における取組施策でございます。世代間の交流に関する具体的な資料についてですが、先ほどの概要版の7ページの下グラフを見ていただきたいと思います。これは世帯類型別の高齢者世帯数の移り変わりを示しているものでございます。

こちらのほうはご覧いただくとおわかりのように、65歳以上の高齢者のいる世帯が増えていくと見込んでいるのですが、その一方で子どもさんやお孫さんと同居される3世代同居世帯、ここでいいますと緑色の部分ですが、この部分がかなり減少していくということがわかります。いわゆる核家族化の進行のために、家庭内で高齢者と子どもがふれあえるというような機会が減少しているという状況でございます。高齢者の方が地域社会のなかで生き生きと暮らしていただけるというような社会を実現するためには、この世代を超えた世代間の交流がやはり必要になろうと今回のプランでは考えておりまして、この世代間交流を深める取組が求められると考えているところでございます。

続きまして、主な取組内容と実績についてご説明をさせていただきます。まず、介護保険サービス基盤の整備につきましてでございます。介護保険サービスにおける施設の整備の状況ですが、表を見ていただくとおわかりのように概ね当初の整備目標を達成しているところでございます。

次に認知症対策の推進状況についてです。認知症についての理解を深め、認知症の方々の生活の困り事を把握して、可能な範囲でボランティア活動として取組んでいただくという認知症あんしんサポーターを養成しているところでございます。養成させていただく人数につきましては平成21年度末までに全市で1万人という目標を掲げておりまして、着実に増加をしてきているということでございます。また、併せまして認知症患者の診療に熟知いただいております、かかりつけ医の助言などの支援を行ったり、専門の医療機関や地域包括支援センターとの連携の推進役となります認知症のサポート医について、20年度は3名の養成をさせていただいております。少しずつではありますが取組を広げているということでございます。

次に、高齢者の権利擁護についてです。いろいろな高齢者施策を総合的に推進するという事で、河原町五条を少し下がったところに「ひと・まち交流館」というところがございまして、そのなかに長寿すこやかセンターが設置されてございます。ここがかなりいろいろな相談を受けているのですが、その件数を統計上載せております。

これが、年々相談件数が減っているのではないかとと言われるのですが、もともと高齢者の権利擁護関係のご相談というのは、ご相談の窓口が3カ所ございまして、まず今言いました長寿すこやかセンターのほうでお受けしております。さらには、各区の福祉事務所の高齢者福祉の担当がございまして、これが全市で14ございますので、そちらのほうでもお受けをしています。そして、併せまして各地域にあります地域包括支援センターのほうで、たぶんご相談率はここがいちばん高くなっているのですが、こちらのほうでもご相談いただくという形になっております。

今回は長寿すこやかセンターの相談件数をお出ししているのですが、地域の高齢者相談窓口の拠点ということで進めております地域包括支援センターのほうに、逆に利用が浸透してきたのではないかと考えております。はじめに地域包括支援センターのほうに

ご相談いただいて、そこで対応がなかなかしきれないというような内容のものが、長寿すこやかセンターのほうに結構相談が来るというのが最近の傾向かと思っております。

続きまして高齢者の社会参加、生きがいづくりの対策部分でございます。こちらのほうは老人クラブの活性化や、全国にございますが高齢者が長年にわたって培ってこられた知識や経験などを生かしながら就業して頂く機会を提供するシルバー人材センターといった支援があります。また、市バスや地下鉄をお使いいただき社会活動への参加を促進するため、京都市でも出しております敬老乗車証の制度や、全国健康福祉祭、いわゆるねりんピックへの派遣など、高齢者の社会参加を促進する、社会参加に取り組むということを進めておりまして、いずれも実績は年々増えてきており、ご参加いただいている方が多くなっているということでございます。

あと実績のところに記載しております1人暮らし高齢者に対する支援、取組につきましては、老人福祉員での対応を行っております。また、とくに緊急通報システム、これは急用等がございましたら消防署等へ通報できるというシステムでございますが、これらの設置を実施しております。

また、資料にはございませんけれども高齢者の虐待防止対策についてご説明します。虐待を受けている高齢者を保護するという形で、高齢者の福祉施設のところに福祉事務所が措置をする形で対応をしています。ただ、虐待を受けた方が介護保険の対象になっていない場合もあります。そういう方を緊急的に受け入れるということで、平成20年12月に京都市高齢者虐待シェルターの確保事業を実施いたしました。実績はまだ2人ぐらいなのですけれども、介護保険認定などを受けていない方で、なんとか受け入れないといけないという場合の事業として、京都市として開始しているということでございます。去年の12月の開始でありますのでこれから実績を見たいと考えているところでございます。

これらの実績があるところでございますが、今後の取組として、「第4期京都市民長寿すこやかプラン」ということで、6つの重点課題を掲げて実施をしたい、計画期間としては23年度までの3年間で実施をしたいと思っているところです。重点課題につきましては資料に掲げております1から6までの中身でございまして、関係各課で実施させていただくことになろうかと思えます。高齢者の権利擁護の対策の取組や、今申し上げましたその環境整備や、情報提供を地域の皆さんにさせていただく、もしくは地域の方にボランティア等でご参加いただきたいと思っております。できるだけ高齢者の権利擁護に関する取組の情報が、先ほど申しました権利擁護センターや行政の福祉事務所から市民の皆さんに提供できるような形で、取組の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。ご説明は以上です。

【安藤座長】

ありがとうございました。それでは委員のほうからご自由にコメント、ご質問をお願いします。

【松本委員】

質問なのですが、主な取組のところにしております介護サービスの充実のところ、特別養護老人ホームが実績4,408人となっておりますけれども、実際のところ、入所

希望人数はどれぐらいカバーしておられるのか、待機等についてどうなっているのかをお願いします。

【長寿福祉課】

少し難しいご質問と思います。実際のところ特別養護老人ホームには待機者がかなりあるところですが、ただ、なかなか把握が難しいところでもあります。と申しますのは、お一人で何カ所も申し込んでおられる場合があるのです。また、この場合が多いので、実際何人の方が待っておられるかというのは把握が難しい状況にあります。

ただ、言えますのは、そういう待機状態がございましたのでできるだけ整備を進めていきたいということです。

【松本委員】

今、厳しい経済状況のなかにありますが、介護の現場は1つの就労の場ということで多くの方々が働いておられると思います。また就労の場として今後も拡大していく可能性もあり、なかには新しい介護の現場で自分の才能、あるいは能力、生きがいを感じておられる方もたくさんおられると思うのです。一方で安直に、ただ単に就労の場ということで就職しても、介護の現場というのはなかなか難しい側面もあるかと思うのです。

実際介護の人材確保、人材不足というのはかなり深刻だと思うのですが、やはり人を揃えればよいという、今も話をさせていただきましたがそういう現場ではないと思います。介護に携わる方々がただ介護をするのではなくて、どこまで介護をさせていただくというような考え方で対応できるかということが重要であると思います。介護する側とされる側というような単純な考え方ではなかなか介護を行うということは難しいかと思うのです。人材確保や、陣容を充実させていくことも本当に大事であり、さらに、やはりきちんとした本当の介護のあり方といったことについてこれから改めて考え、強化していただきたいと思います。

ますますこれから高齢化社会がいつそう進展していくわけですし、そういう意味ではあまり介護、介護と言わなくてもよいような社会を考えていかなければならないのではないか、ごく普通の社会のなかに高齢者がたくさんおられて生き生きと生活しておられるというような、そういう未来を考えていかなければならないと思います。そういう方向に少しでも行けるように、難しいのですけれどもして頂きたいという思いがありますので、私の希望として話をさせていただきます。

【安藤座長】

私の知っている方が介護士とケアマネジャーと両方をしております。その方に聞きますと、市が認定されることはご本人の要請と食い違っていることが多いということです。市が異なってもどこも似ておりだいたい同じだと思います。何よりも、精神・肉体的に非常に激しい労働で、とくに重症の介護は、介護をする方の待遇を改善する以外には、いい人材を確保して育てるという方策はないのです。自治体は大変だと思いますけれども、現場を見ないで考えてもうまくいきません。基本は人材を育てる、確保するということであり、今お話をいただいたこともそういうことではないかと思います。

もし他に何かありましたらお願いします。

【長寿福祉課】

先生のおっしゃられるとおりでございまして、介護施策で重要な点の1つは人材の育成、もう1つは条件整備です。人材育成につきましては、例えばステップアップするための研修会に出ようという意識が高くなるといったり、各施設の方で人材をうまく確保していくといった仕組みがつかれるかということ、どれだけ行政のほうは支援ができるかということでございますし、今後も考えていかなければならないと思います。

もう1つ、人件費のことにつきましてですが、今回介護報酬が3%アップしており、それが人件費のほうに反映できる仕組みのところもでございます。この4月からの改定でございますので、今後この改定がどういう形で各施設の介護報酬のなかに組み込まれて介護職員の雇用条件、勤務条件として反映していくのかということは、今後進展を見ていただかないといけないと思います。

【安藤座長】

ありがとうございます。ほかにもご意見等ありましたらどうぞお願いします。

【安田委員】

高齢者の問題というのは非常に複雑で難しいと思うのですけれども、人権ということから申し上げていきたいと思います。

介護保険というのは申請で展開していきますので、介護保険を使える方というのはある程度自分で判断能力がある方ということになります。ご自身で判断能力のある方や、ご自分で判断能力がなくてもご家族で判断能力がある方にとっては大変いい制度なのですが、ご家族揃って判断能力がない場合もあり、そういう方にこそ行政の支援が大事だと思うのです。そういった方に関しては介護保険の利用から漏れるということになりますが、そうかといって最近の介護保険の利用者主体という考え方、利用者の自己決定といった考え方とどのように兼ね合いを取るかが非常に難しいのです。本来困った問題を抱えている方が実はさらに困ってしまっている面があるというのが、介護保険の漏れているところだと思います。

このように、実際にご家族揃ってなかなか困難な問題を抱える方は、介護保険を利用することは非常に難しい。そのためにちょっと逆説的なことかもしれないのですけれども、介護保険が2000年に施行されたときに、正直に言って私の周りの現場の方たちは、京都市のかつての措置システムに関して評価が上がりました。措置はよかったというようになりました。

なぜよかったかというと、措置は一般に言われるようなひどいシステムではなくて、他の自治体のことはよくわかりませんが、京都市の場合はお年寄りがここの老人ホームに入ったらどうかということになったとしても、そこのおばあちゃんが「わしはそこはいやや」と言えばそれで無理に入れることができなかった。そのために措置といいながらもかなり調整をしてくれていたのが実情であり、実際に京都市のほうでは、この人はここは向いていないだろう、ここだったらこの人は大丈夫だろうかということを見ていたという実情が

あって、介護保険のときに京都市の措置システムの評価が再評価されたのですけれども、こういうように介護保険が施行されてしまったのでなかなか難しくなりました。

非常に困難を抱える方がかなり対応から漏れているような状況があります。地域包括での相談に乗れる方はいいのですけれども、また、結構使いこなせる力のある人には介護保険はいいのですけれども、使いこなせない方のことを配慮していただく必要があるのではないかと思います。

さらに介護保険が施行されてからの状態を見ますと、実際に今までの状況を見る限り、大きく分けて特別養護老人ホーム、老人保健施設、デイサービスや、またショートステイという形での利用が一般的となっております。

これは京都市に言っても仕方がないことだと思うのですけれども、特別養護老人ホームに関してはやはり希望がないと思います。特にお年寄りの場合の希望というのは家で生活をする事です。老人ホーム、特養に入ると自分は死ぬだけだというように思ってしまうのです。老人ホームについて、よく家庭的な支援がいいとか言われて、みんなで助けようとしても、今のお年寄りの方は特に90歳を過ぎて、100歳近い方は「私らは、ここに置いてもらっているんだから、職員さんのお手伝いをせなあかんのやな」というように、家庭的な支援のなかでも、お年寄りが思っておられたりしてしまうのです。かなり希望がないという、絶望に近いところにいらしたりする場合もあります。

老人保健施設でも家に帰れない方が結構多いのですけれども、ただ、帰れる方もなかにはいて、リハビリテーションのようなことをされて、自分がしたいと思う形でしようとする事ができて希望を持つことができる。いちばんいいのがデイサービスで、デイサービスであれば、お家の方もお年寄りがいらっしゃらない間に息抜きもできるし、さまざまに行動できる。お年寄りもデイサービスに行っているいろいろな、ちょっと幼稚園みたいだとかいろいろな意見はあるのですけれども、一定皆さん楽しんでおられるところがあると思います。

そういったなかではあるのですけれども、私自身も福祉学部の教員で、うちの学生も現場に出ますから、介護関係の職員の方の仕事、処遇の面が気になるところです。自治体からの援助も減ったり、なくなったりしている中ではあるとは思いますが、やはり処遇に関してはいわゆる給料、賃金を上げていただきたいと思います。

ただ、一方で、ずっと考え続けてきたことなのですから、賃金だけ上げたからといっても難しいだろうというところもあるのです。賃金を上げて難しいというのは、介護の現場というのは生活支援に非常に近いものであり、多くの方が絶えず現場に必要である、多くの方を雇用する必要があるからなのです。一方で、先ほどおっしゃったようにいろいろな研修を充実したり、そこでのキャリア体験を整えたりという、キャリアの部分が必要であるところも難しい。そうすると雇用形態の多様化、ハイブリッド化といろいろな言い方をするのですけれども、皆さんの労働条件をある程度のところで高い数字を保ちながら、主婦の方であったり、個別の分野で責任をもつ立場の方であったりというように、雇用形態が多様化するなかで介護が進んでいくのではないかと思います。

また、ケアマネジャーの方々は、ある意味これまで役所がしていたことをしておられるところもあるのですけれども、このケアマネのような調整業務を現場でしていたほうが現場としてはやりがいがあると思います。ただ、現場のほうを見ているとケアマネさんも非

常に水準が分かれるということもあります。また、ケアマネジャーの方々にとって、生活支援の難しさというのは、生活のなかで利用者さんが生活をなさっていくなかで絶えず起きてくることに関して、その場、その場で判断するのではなくて、ケアマネという形で事前に分断化して、調整をしてしまっているのだからかというところにもあり、個別の問題もいくつも絡んできて大変だと思います。

介護保険から漏れる方々のところをぜひともお願いしたいと思います。

【長寿福祉課】

なかなか重たいお話であると思います。生活保護のケースワーカーや、ホームレスの関係の仕事をしているとわかるのですが、ご本人もご家族も判断能力がない場合、介護保険の利用から漏れるという点について、たしかにおっしゃるようなところがあると思います。

お話いただきましたようにそういう場合はいちばん難しいかなと思います。制度としては成年後見制度や、権利擁護事業等を駆使するしか方法はないのですが、近所の市民の方の見守りや、生活保護にかかっておられればケースワーカーのケアといった、いろいろなところの支援が連携して関わって対応するしか今は難しいかなと考えております。

貴重なご意見をうかがいまして感謝しております。

【安藤座長】

ありがとうございます。谷垣委員，どうぞ。

【谷垣委員】

資料にずいぶんたくさん書いていただいておりますとおり，これからもたくさん高齢者対策が必要であると思います。私がいちばん今の時点で大事に考えているのは，このプランの冊子でいいですと15ページ，「健康増進・生きがいつくりの推進」です。このところが非常に大事なと思っているのです。

実は去年のことですけれども，私は昭和26年に高校を卒業したのですが，一度久しぶりに同窓会をしようということになりました。いつの間にか私が幹事になっていて，去年の6月に全国から仲間が寄り集まりました。卒業したのは250人ぐらいで，実際に寄ってくれたのは60人ほどでした。そんななかで60人ほどの方を見まして，とにかくみんな元気であり，それから年金でなんとか食べていける，それから時間にゆとりがある，そういったことを感じました。それからいい仲間恵まれているなという，そんなことも感じました。やはり幹事をやって懐かしい友だちと話をするのもいいことだなと言いながら別れたのです。

それから最近地域でもいろいろとお呼びいただいでできるだけ頑張っているのですが，私の周りの高齢者にはとにかく金儲けはしたくない，今まで世話になったことをまとめて地域社会に恩返しをしたいのだという，そういう意気込みの人が非常にたくさんいます。そして私もそれにつられて，仕事を75歳で辞めていますが辞めてから歩き始めました。もとは体重は70キロほどありましたが今は60キロになり，10キロ減りました。そうしているうちに血圧は下がるし，体重は減るしということで，いわゆるメタボ症候群は卒業だなと言って主治医が言ってくれました。

それなら次に何かしないといけないと思って、あちこちを見ていてお目にかかったのが京都市内にあるラポール学園というところです。ここがすごい中身で、若い人だけではなく高齢者も相当行っておられると感心しています。語学の教室があるかと思うと、読み書きや習字もあります。それから珍しいものとしては大原の方での農業体験があるのです。そして元気な人がもう一度基礎を習って、田舎へ帰って田んぼを耕そうかという意気込みで来ている人がいます。いろいろなプログラムを組んでおられますので、盛んにみんなに勧めています。受講等により資格をいただけるものもあります。

私自身も「現代人のストレスと心の健康講座」に行かせてもらいました。現在のストレスをどう解消するか、これが私のテーマで、行って卒業しました。その結果として、たくさん介護保険料など払っているのですが、最近とんと病気もかかりませんし、払う一方のような気がしています。

同窓会で、あまりいつまでも金儲けのことばかり考えていてもいけない、暮らしが立つならどんな形でこの世の中にお礼奉公をするか、それを考えるようになる、ということを教えられました。その後、いろいろな集まりに行くのですがやはり元気な人はそういうことを言います。

ずっと本日の皆さんの話をお聞きしながら、たしかにたくさん課題はあると感じました。その一方で、健康づくりや生きがいづくりといったようなことをボンと表に出して、いろいろなことをしてほしいと言ってもらいたいというような、力を持て余している高齢者も多いと思います。私もそうだと思いますし、先ほど言いましたようにラポール学園のことを皆さんに宣伝しながら頑張りたいと思います。半年行って、費用は決して高くはありません。そしていろいろな講座で教えてもらえる。ストレスの講座に行っても、具体的にうつ病の方や自殺したいという方に対して実際に具体的にこういう接し方をしなさいというようなことも教えてくれます。本当にものすごく役に立ちます。

【安藤座長】

ありがとうございます。安田委員のおっしゃったように本来ケアを受ける必要のある人で受けに来ることができない人のケア、それから谷垣委員のおっしゃった能力を持ち余している人、この可能性をどうやって生かすか、そういう両方の点から介護の問題は考えていただきたいと思います。

もう時間がきたのですけれども、発言されていない方でこれだけはぜひ言っておきたいという方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

それでは定刻を過ぎておりますので、マイクを事務の方にお返しいたします。

【事務局】

安藤先生、本日は議事進行本当にありがとうございました。また委員の皆様には本日は議題が多いにもかかわらず、長時間にわたりまして熱心にご議論のうえ、貴重なご意見、ご指摘をいただきまして本当にありがとうございました。本日いただきましたご意見につきましては、今後の本市人権行政の推進、さらには冒頭申し上げましたように人権文化推進計画の見直しという作業がございますので、そういった人権行政の推進に反映し、人権文化推進計画の見直しにも生かしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたい

と思います。

それでは以上をもちまして、本日の人権文化推進懇話会につきまして終了させていただきます。本当にお忙しい中、長時間ありがとうございました。